

2022 年 4 月 30 日

## 吸収分割に係る事後開示事項

大阪府泉佐野市住吉町 1 番地  
不二製油株式会社  
代表取締役 大森 達司

大阪府泉佐野市住吉町 1 番地  
不二製油グループ本社株式会社  
代表取締役 酒井 幹夫

不二製油株式会社（以下「吸収分割会社」という。）及び不二製油グループ本社株式会社（以下「吸収分割承継会社」という。）は、2022 年 3 月 18 日付で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約書」という。）に基づき、2022 年 4 月 30 日を効力発生日として、吸収分割会社とその事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本会社分割」という。）を行いました。本会社分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条及び第 201 条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号、会社法施行規則第 201 条第 1 号）

2022 年 4 月 30 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

- (1) 株主の差止請求手続

吸収分割会社の株主は吸収分割承継会社のみとなるため、会社法 784 条の 2 に基づく請求はありませんでした。

- (2) 反対株主の株式買取請求手続

吸収分割会社は、唯一の株主である吸収分割承継会社が特別支配株主（会社法第 468 条第 1 項）に該当するため、会社法第 785 条に基づく手続きは実施していません。

(3) 新株予約権買取請求手続

吸収分割会社は会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っていません。

(4) 債権者の異議申述手続

本会社分割における吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の承継は、重畳的債務引受の方法により行いましたので、会社法第 789 条の規定による手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続

本会社分割は簡易分割（会社法 796 条第 2 項）に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による吸収分割承継会社の株主による差止請求は認められておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を経ずに本件分割を実施したため、会社法第 797 条の規定による手続を行っておりません。

(3) 債権者の異議申述手続

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2022 年 3 月 28 日付官報及び電子公告により、その債権者に対して所定の事項を公告を行いましたが、申述期限までに会社法第 799 条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 本会社分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本会社分割の効力発生日である 2022 年 4 月 30 日をもって、吸収分割会社から本吸収分割契約書に定める資産管理事業に関する固定資産の権利義務を承継しました。

5. 吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2022 年 5 月 14 日（予定）

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上